

最低制限価格について

香川県土地改良事業団体連合会では、会員の土地改良区及び土地改良区連合の発注する建設工事に係る入札を代行する場合、公共工事の低入札による品質低下や下請業者へのしわ寄せの防止に加えて、適正価格での契約を推進する観点から、次のとおり最低制限価格を設定することとしました。

最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、落札者になれません。

1 最低制限価格の算定

予定価格算出の基礎となった設計金額のうち、次に掲げる①～④の額の合計額とします。
ただし、その額が、予定価格を100分の110で除した額の92%を超える場合には、予定価格を100分の110で除した額の92%とし、また、予定価格を100分の110で除した額の75%に満たない場合には、予定価格を100分の110で除した額の75%とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 施行年月日

令和8年4月1日以降に行われる競争入札から適用する。